

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画

～あいとぴあレインボープラン～

実施計画

市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会及び
権利擁護小委員会による進捗状況評価 令和7年度報告書（案）

令和8年 月

狛江市

目次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	評価について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（１）評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（２）評価の視点・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（３）委員会等における実施計画の評価結果に対する評価及び意見等・・・・・・・・	2
ア	市民福祉推進委員会・・・・・・・・・・・・・・・・	2
イ	高齢小委員会・・・・・・・・・・・・・・・・	6
ウ	障がい小委員会・・・・・・・・・・・・・・・・	8
エ	権利擁護小委員会・・・・・・・・・・・・・・・・	12

1 はじめに

市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会及び権利擁護小委員会（以下「委員会等」）において、狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画（令和7年9月）（以下「実施計画」という。）の実施結果を、狛江市地域共生社会推進会議（以下「推進会議」）で評価した結果について評価するとともに、委員会等から出た意見をとりまとめたため、報告します。

2 評価について

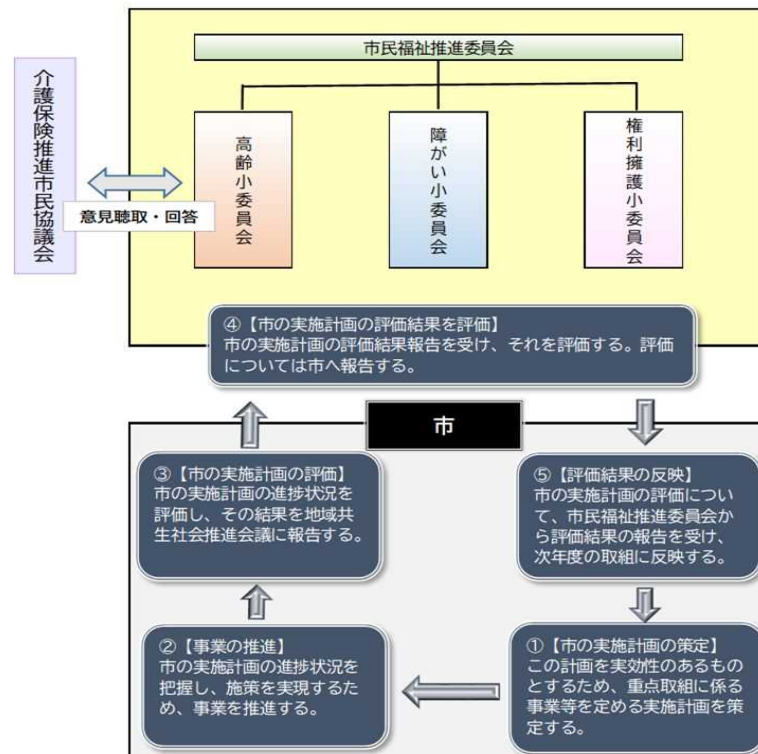
（1）評価方法

狛江市地域共生社会推進基本計画（以下「基本計画」という。）及び実施計画を実効性のあるものとし、計画期間内に施策を実現するため、推進会議において、実施計画に掲げる重点取組に係る事業について、その進捗状況を把握し、内部評価を行うとともに、評価結果として委員会等に報告された狛江市地域共生社会推進会議令和7年度評価結果について、【評価体制図】の体制で評価をしました。

（2）評価の視点

実施計画の年次目標に記載されている各項目における令和7年度の実施状況を確認したうえで、事業全体を俯瞰した観点から総合的な評価を行いました。評価の結果は、以下のとおりとなります。

【評価体制図】



(3) 委員会等における実施計画の評価結果に対する評価及び意見等

市民福祉推進委員会等において、市が行った実施計画の評価結果を各（ア）のとおり評価しました。なお、②③と評価したものについての意見等は各（イ）のとおりです。

ア 市民福祉推進委員会

(ア) 市の実施計画の評価結果の評価

①推進会議の評価のとおりとする。	2-1-1、2-2-2、2-2-3、2-3-4、4-1-1、 4-2-2、4-3-1、5-1-3
②推進会議の評価のとおりとする。（意見についてはア（イ）のとおり。）	1-1-1、1-1-2、1-1-3、1-2-1、1-2-2、 2-1-2、2-2-1、2-3-1、2-3-2、2-3-3、 2-3-5、3-2-1、4-2-1、4-2-3、4-4-1、 5-1-1、5-1-2
③推進会議の評価と異なる評価とする。（意見についてはア（イ）のとおり。）	—

(イ) 市の実施計画の評価結果に対する意見等

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
1	1-1-1	児童福祉施設や金融機関等へ導入いただき周知が進んでいる。
2		目標値を大きく上回る登録事業者の確保に至ったことを高く評価する。本事業において重要なのは、登録事業者数もさることながら、その先の「つなぎ」の件数と、そうした「つなぎ」がニーズの早期発見・早期対応につながったかどうかという質的な評価であろう。活用民間事業者等からの5件の「つなぎ」の成果と課題の分析がなされ、個人情報に留意したうえですべての活用民間事業者に対して事例のフィードバックを発信することが、「福祉のつなぐシート」のさらなる活用につながるのではないかと。
3		共通理解と連携の推進が主たる目的となるので、「つながらなかった」理由も今後のヒアリングにて把握し評価していくと良いと思う。

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
4	1-1-2	相談支援包括化推進員は、今後さらに、児童、障がい、高齢、生活保護（生活困窮）の領域から係長級を一人ずつ配置することが望ましいと考える。その上で推進委員が定期的に会議を行い、各領域における複合的な課題に関する相談担当職員の理解、認識の共有化を図ることで、重層的支援会議、支援会議の拡充が図れるものとする。
5		複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題として検討する困難事例がなかったのか、あるいは拾い上げられなかったのか、関係各位の振り返りの機会が必要ではないだろうか。
6		相談支援包括化推進員の役割と業務が属人化せず、職員の交代があっても持続的に各分野の支援機関の調整役を担うことができるよう、業務内容の精査と、市職員及びCSW間での効果的な役割分担等、課題と方向性が整理されることを期待する。
7		相談支援包括化推進員を軸にすると共に、多方面の分野からの課題が把握できる仕組みづくりにも着目して推進する必要もあると思う。
8	1-1-3	R8に向けてはF-SOAPIによる記録方式の導入について具体的な目標値も必要ではないか。
9	1-2-1	アウトリーチの取り組みとして、民生委員が調査している高齢者の実態調査による緊急連絡先を記入していない単身高齢者に対し、CSWが民生委員と連携して、身寄り（緊急連絡先）の有無の確認を行うことで、孤立死の予防や緊急入院時の対応につながると考えられる。計画的に順次行うことが望まれる。
10		社会資源の発掘についてはさらなる働きかけが必要ではないか。
11		「CSWによる社会資源の発掘と連携」という事業内容に対して、CSWの直接的なアウトリーチとしての出張相談会等の開催回数を目標値とすることには乖離があるように考えられるため、事業内容の表記に変更が必要ではないか。また、祭事やほこみちなど不特定多数の市民が行き交う場での出張相談会の開催はアウトリーチの取り組みとして重要であるとともに、銭湯、コインランドリー、クリニックや薬局の待合室など、一定時間滞在する空間での出張相談会も検討しうる。その他、生協や配送事業者等との連携など、アウトリーチのチャンネルを増やすための新しい試みにも期待したい。
12	1-2-2	当事者会（セルフヘルプグループ）に特有の効果とはどのようなものであるかという点について整理をおこなったうえで、ピアサポーターと呼びうる当事者の方のケアや育成に関する仕組みを検討することが必要であるとする。

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
13	2-1-2	福祉のまちづくり委員は、3つのエリアに分かれて活動しているため、各エリアの委員すべてに研修の機会が確保されるよう、目標値は「各エリア1回以上」とするか、または、エリアによらず全委員を対象とした研修について実績値に計上すべきではないか。
14	2-2-1	個別避難計画の作成を策定できた点を評価したい。
15		優先度の高い避難行動要支援者の実数、また支援計画策定の目標値、実績数を示す必要があると考える。（実績15%という自治体もある）計画策定は、かなり困難であると考えてるので、より実現可能性が高い避難の支援を検討する必要があると考える。
16	2-2-3	引き続き災害時の避難支援体制の構築を進めていただきたい。
17	2-3-1	こまほっとシルバー相談室が団地の中心部から上和泉地域センター内へ移転することで、気軽に立ち寄る場所として相談者の足が遠のくことが懸念される。上和泉地域センターの部屋や団地の集会所等を活用した交流の場づくりや相談会の開催に期待したい。
18	2-3-2	狛江市の現状に合致した地域活動の担い手の発掘と育成をお願いしたい。
19	2-3-3	障がいのある若者も含めた居場所や活動の支援を次期計画からはご検討いただきたい。
20	2-3-5	生徒・学生の体験ボランティアや実習は、若年世代が地域資源の存在を知る非常に重要な契機ではあるが、そこから、支え合いの地域づくりを推進するための継続的な地域参加につなげることは容易でない。多世代・多機能型交流拠点においては、利用することとボランティアとして活動することが連続的で往復できるものであることを認識し、日常的に利用する小中学生が将来的にボランティアとしてかわることもできるような関係づくりも効果的であろう。また、こまえみらいテラスのティーンズルームがユースサポーターとして近隣大学の学生の継続的なかわりを実現していることから、地域で活動する学生世代のゆるやかな組織化や、福祉分野における継続的な地域参加のための対価の発生についても仕組みの検討が必要であろう。
21	3-2-1	SNSを活用した多様な接点づくりもご検討いただきたい。
22		ひきこもり等で支援が届かないケースは少なくないように感じます。市や社協等の専門家だけでなく幅広くピンポイントな人材（自治会や育成委員会など）での問題意識と情報共有できる場が必要と思う。

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
23	4-2-1	ヤングケアラーの早期発見のための取り組みにおいては、ケア役割が本人のアイデンティティを形成する大きな要素となっている場合もあることを認識し、ケアを担う本人の尊厳や役割意識に十分配慮したうえで、過度な介護負担を本人と共に可視化し適切な支援へとつなぐ視点を持つことが必要であると考えられる。
24		小学5年以上で高校生までが対象だが大学生や20代の同居家族に広げるべき。
25	4-2-3	障がいのある兄弟姉妹をケアしているケアラーへの支援を今後ご検討いただきたい。
26		各家族会の体制が弱まっているなかで、きょうだい児にケアが必要な若年世代、子育てと介護の「ダブルケア」に取り組む子育て世代、死別・離別の悲嘆をわかち合う「グリーフケア」など、不登校やひきこもりの家族会とも、地域包括支援センター等が取り組む高齢者介護の家族会とも異なる課題を扱うケアラーの当事者会については、市が開催を調整するなどの取り組みも必要ではないか。
27	4-4-1	福祉カレッジについては、受講生が修了後すぐに活動に取り組むかどうかは個人差が大きいことに留意しつつも、多様な福祉人材の確保と育成が目的であることから、修了後の個別のフォローアップが重要であろう。講座修了後の市民活動支援センター等へのつなぎや、既存のまたは新しい地域活動へのつながりを評価する指標の設定も検討されうるのではないか。
28	5-1-1	複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題として検討する困難事例がなかったのか、あるいは拾い上げられなかったのか、関係各位の振り返りの機会が必要ではないだろうか。
29		相談支援包括化推進員を軸にすると共に、多方面の分野からの課題が把握できる仕組みづくりにも着目して推進する必要もあると思う。
30	5-1-2	市民委員も希望の小委員会に任意で参加させてほしい。

イ 高齢小委員会

(ア) 市の実施計画の評価結果の評価

①推進会議の評価のとおりとする	2-2-1、2-2-2、2-2-3、2-6-1、2-6-4、 2-6-6、3-4-1、3-4-2、3-4-3、4-4-3、 4-6-1、4-9-1、4-9-2、4-9-3、4-10-1、 4-10-2、5-5-1、5-6-1、5-7-1、5-7-2、 5-7-3、5-7-4
②推進会議の評価のとおりとする。（意見についてはイ（イ）のとおり。）	2-5-1、2-5-2、2-6-2、2-6-3、2-6-5、 4-6-2、4-6-3、4-7-1、4-7-2、4-7-3、 4-8-1、4-10-3、5-6-2
③推進会議の評価と異なる評価とする。（意見についてはイ（イ）のとおり。）	—

(イ) 市の実施計画の評価結果に対する意見等

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
1	2-5-1	課題に高齢者のニーズ把握と要件緩和の必要性があげられているが令和8年度取り組みでは触れられていない。課題を取り組みに反映すべき。
2	2-5-2	事業概要には地域住民による「ながら見守り」の実施が示されているが評価理由にも、課題には事業所の取り組みの記載となっている。住民による取り組み推進についてもなんらかの記載をすべき。
3	2-6-2	評価に具体的参加数や回数を記入し、それをふまえて次年度の方針に回数など数字を入れる。
4	2-6-3	課題に「小中学校の児童生徒を幅広く取り込むことが必要」とあるが、現在学年などに偏りがあるということなのかどうということか一読ではわからない。具体的に課題を記載すべき。
5		サポーターを養成することが目的達成のために必要なことであり、開催数だけでなく、養成者人数を記載する必要があると思われます。

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
6	2-6-5	4-8-1と整合性が取れるように。市としてできるサポートの検討。
7		看護小規模多機能が応募に至らなかった理由をもう少し詳しく記載し、今後も参入の可能性があるかどうか も検討を行う必要があると思います。また、他のサービスでも認知症の方の共生社会を実現する可能性もあ ると思われるため、一つのサービスに限定せず、幅を広げると参入しやすくなるかと思います。
8		2回公募したが整備に至らずは努力とは別だが「C」ではないか？
9	4-6-2	8年度の方針に「長期的な検討を行う」とあるが、ここは長期的検討において、8年度何をするかなの で記述不十分だと思います。
10	4-6-3	介護保険利用者もこの問題に悩む方も多いと思われます。認知機能の低下により1人で行くことが難し い、聞いても理解が難しい方もいらっしゃるため、デイサービスなどに出張スマホ相談などを検討でき ないでしょうか。
11	4-7-1	評価がわかりやすい、次年度はどのくらい拡大するのか？
12	4-7-2	本格実施の目標回数は？
13	4-7-3	このような書き方だと評価の根拠がわかりやすいので全体的に頻度、参加者数、回数を含めて評価に記 入し、それをふまえて次年度の方針にも数字で示すと評価しやすいと思う。
14	4-8-1	周知方法の工夫や事業所への様々なサポートを検討する必要がある。
15	4-10-3	利用促進に向けた取組みが必要である。
16	5-6-2	目標とする実施回数が具体的に書いてあると評価しやすいと思います。

ウ 障がい小委員会

(ア) 市の実施計画の評価結果の評価

①推進会議の評価のとおりとする。	5-8-4
②推進会議の評価のとおりとする。（意見についてはウ（イ）のとおり。）	1-4-1、1-4-2、2-7-1、2-7-2、2-7-3、 2-7-4、3-1-1、3-1-2、3-5-1、3-5-2、 4-11-1、4-11-2、5-6-1、5-6-2、5-8-1、 5-8-2、5-8-3
③推進会議の評価と異なる評価とする。（意見についてはウ（イ）のとおり。）	—

(イ) 市の実施計画の評価結果に対する意見等

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
1	1-4-1	基幹相談支援センター主催の研修の回数増加と実施内容の工夫を評価する。R8年度以降について、事業者等の希望のヒアリングと基幹相談支援センターとして把握している課題について、研修内容の充実を期待するとともに、研修の実施回数のみならず、関係機関の連携の強化に資する研修について質的な評価の検討も行われることが望ましい。
2		課題克服の為、内容の工夫の他、参加者の裾野(例えば市内の障がい福祉サービス事業所等)を広げてみても良いかも知れない。
3	1-4-2	実績値として、会議への基幹職員の参加回数で良いのか、基幹主催の会議の開催回数としたほうが専門的な相談への対応件数を評価できるのか等、検討が必要である。
4		相談支援体制が整ってきたことで虐待のような重要性の高い事案が増加したと考えます。この取組み自体の評価は実施回数となっていますが、本来の評価は事案等の解決だと思う。
5		虐待や複雑困難ケースへの対応が増えているため、多職種による継続的な支援体制の整備が求められる。

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
6	2-7-1	教育委員会や各学校と連携し、すべての学校等の子どもたちに当事者の方が講師となる体験学習の機会が提供されるよう継続的な取組みが必要である。
7		分母が大きく一定の実績がある身体障がいの方から取組みを開始したのは良いと思います。課題にも挙がっていますが、『障がいが見えにくい』“精神”や“発達”に関する授業についても期待してる。
8		できれば肢体不自由者の講師を他地域から呼ぶのではなく、狛江市在住の方にやっていただきたいので、人材の発掘や育成が必要である。
9	2-7-2	以前と比べると障がい理解促進の為のチャンネルは増えたように思う。更なる“理解”の深堀を期待する。
10	2-7-3	当事者の方や当事者団体のニーズを把握しながら、市内の大きなイベント等でも障がい福祉サービス事業所の自主製作品等の販売機会を設け、多くの市民の方が障がい福祉の取組みに触れる機会が増加することに期待したい。また、こまえみらいテラスや旧市民食堂のスペース等で常設や一定期間継続できる販売場所の検討もできるのではないかな。
11		評価に挙がっている取組みの他、ふるさと納税の返礼品でも自主製品を扱っている。今回、各事業所の悲願とも言える『常設の販売場所』という文言が記載されたのは大きい。
12	2-7-4	合理的配慮は“提供”までが一連の流れである。提供に関する補助(例えばバリアフリー化)の周知や増額に関しても検討していけば、流れは加速していくのではないかな。
13		市内公民館、地域センター、地区センター、市民体育館、図書館等、公共施設従業員対象にも同様の周知・啓発をお願いしたい。
14		一部の事業者には周知が偏る可能性があるため、小規模店舗も含めた幅広い啓発が課題である。
15	3-1-1	R8・R9の目標が「活用」となっているが、R7の実績を踏まえ具体的な活用の方法、活用実績値を示す必要があるのではないかな。
16		導入＝成果とする評価基準が粗く、利用実態を把握できていないため、利用件数・利用者属性・満足度などの定量データを収集すべきである。

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
17	3-1-2	教育委員会や各学校と連携し、すべての学校等の子どもたちに当事者の方が講師となる体験学習の機会が提供されるよう継続的な取組みが必要である。
18		学校における出前授業や講習会が一般化していくことが望ましい。
19	3-5-1	通常封筒の在庫がある内はシール形式のもので対応し、作業に関しても市内福祉作業所等に委託する等、障がい者優先調達推進法にも対応していくのはどうか。
20	3-5-2	支援機器展示会は、体験型の内容を増やすことで利用促進につながると考える。遠隔手話サービスは継続に加え、利用方法の周知強化が重要である。当事者ニーズを定期的に把握し、支援内容へ反映する仕組みづくりが望まれる。
21	4-11-1	推進会議の設置ができていない状況に対する課題について市民が見て理解できるような表記を工夫してほしい。
22		課題にショートステイの稼働状況の把握が挙げられているが、大事なのは本当の緊急時に使用できるかどうかであり、そういった意味では床数の確保の方が重要である。もちろん推進会議の設置も待たれるところである。
23	4-11-2	取組内容に対して、評価の理由や課題等が特定のニーズに限定されたものとなっている。ニーズ調査から導き出された具体的なサービスの評価と、調査から検討されるべき他のニーズへの取組状況については、別に評価される必要があるのではないかな。
24		目標はR7の試行実績を踏まえ具体的な試行の方法、実績値を示す必要があるのではないのでしょうか。
25		こちらは自立支援協議会で取り上げられた地域課題で、既存の設備を地域資源として活用した良い取組みであった。必要な設備を導入する事でさらに使い勝手が良くなったり、周知等により利用が増える事を期待する。

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
26	5-6-1	ツールができたことは評価できる。今後はこのツールを障がいの現場に周知したり、障がい側の意見等を取り入れる等、カスタマイズされていけばさらにスムーズな移行支援ができるのではと考える。
27	5-6-2	知的障がいや発達障がいのある高齢障がい者に対して、権利擁護等に関連するサービスとも連携を図りながら、効果的な支援に取り組める体制の整備に期待したい。
28	5-8-1	目標には課題意識を反映させ、「事業所の職員が集まる場の設定」を検討してはいかがか。
29		事業所連絡会(各部会含)等、集合体自体は存在するものの形骸化しているため、行政のコーディネート機能を導入するなどして連携を円滑化していくことが求められる。
30	5-8-2	重層的支援会議は制度の狭間や複合課題の解決に不可欠だが、現在は進捗が遅れている状態にある。今後は行政等が潤滑油として機能し、官民が連携して実行性を高める推進体制の整備へ優先的に取り組むべきだと思う。
31		相談支援包括推進員の負担軽減と人材育成について、持続可能な仕組みづくりが必要である。
32	5-8-3	R9年度にかけて目標値が固定化されているため、目標の実現のための段階的な目標値の設定が望ましい。また、医療的ケア児の育ちと学びの機会の保障のため、実態に応じ、教育委員会や特別支援学校等との連携にも期待したい。
33		後任のコーディネーターに加え、通園・通学支援の担い手の確保を進め、医療的ケア児の療育・教育機会を保証し、安心して社会参加できるようにしていただきたい。
34		家族負担の軽減に向け、保護者支援や地域での受入体制の充実が望まれる。

エ 権利擁護小委員会

(ア) 市の実施計画の評価結果の評価

①推進会議の評価のとおりとする。	5-4-1、5-4-2
②推進会議の評価のとおりとする。（意見についてはエ（イ）のとおり。）	1-3-1、1-3-2、1-3-3、2-4-1、2-4-3、 3-3-1、4-1-2、4-4-2、4-5-1、5-2-1、 5-2-2、5-3-1、5-3-2
③推進会議の評価と異なる評価とする。（意見についてはエ（イ）のとおり。）	2-4-2、4-5-2、5-3-3

(イ) 市の実施計画の評価結果に対する意見等

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
1	1-3-1	令和8年度、令和9年度とも、1回以上の目標値では、社会情勢に対応できるとはいえない。既存の会議を活用して、実施目標値をあげる必要があると考えます。
2		開催回数はもう少し増やせると考えます。
3		令和8年度以降は定例開催を前提とした目標設定が必要であると考えます。
4	1-3-2	東京都のアドバイザリースタッフ会議の活用ではなく、権利擁護小委員会委員の活用、委員の中には東京都権利擁護センターのアドバイザー、制度に精通した弁護士、精神科医師がおりますので、狛江市独自の体制で実施できると考えます。

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
5	1-3-3	勉強会の内容や運営方法について、より工夫が必要と考えます。
6	2-4-1	実施回数だけではかれるものではないので、今後はフィードバックについての情報も踏まえた計画の策定が必要ではないでしょうか。
7	2-4-2	今後、民法や社会福祉法等の改正が進む中で、市民後見人へ期待される役割も同様に変化していく。ブラッシュアップできる研修を望みたい。
8		事業内容が「地域住民に対する～」となっているので、つなぎ役である民生・児童委員への研修は趣旨が違ってしまうように感じました。
9		法改正等の動向もふまえ、権利擁護支援に関する人材育成は、今後益々重要となるため、積極的な取り組みが期待されると考えます。
10		あんしん狛江の相談内容では、後見人からの相談に多く対応している実績があります。その内容の精査は必要ですが、評価はAではないでしょうか。
11	2-4-3	市民後見人の活躍支援は、何も勉強会への参加だけではなく、後見人以外の地域での権利擁護支援活動への参加だと思えますので、活躍の場面を増やす取り組みも求められると考えます。
12		市民後見人の養成とフォローアップは、多摩南部成年後見センターが主催しているため、市民後見人は狛江市による権利擁護業務担当者勉強会等へ参加する意識を持ちにくいかもしれない。多摩南部成年後見センターへ狛江市の取り組みの周知と、同センターと連携した市民後見人への広報のあり方を更に検討されたい。
13		開催する時間や勉強会のテーマなどを、市民後見人が参加しやすいものにしてはどうでしょうか。他の専門職と交流することは意義があることだと考えます。
14		狛江市の市民後見人登録者を対象とした勉強会等の実施が期待されます。

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
15	3-3-1	異なる指標がひとつのカテゴリーで評価基準になっていると思います。総合すればBということかと思います。それでいいのでしょうか。
16		「令和8年度以降の取組や方針」のところになりますが、既に相談につながっている利用者なので「潜在的な」ニーズとまで表現してよいか気になりました。
17	4-1-2	狛江市単身高齢者等支援事業の周知により、関心を持った市民が、利用希望を表明したり、相談に来所する前段階において、メールやAIの活用等で気軽に問い合わせできる体制がとれないもののでしょうか。
18		「令和8年度以降の取組や方針」のところになるのですが、既に相談につながっている利用者なので「潜在的な」ニーズとまで表現してよいか気になりました。
19	4-4-2	今後、民法や社会福祉法等の改正が進む中で、市民後見人へ期待される役割も同様に変化していく。ブラッシュアップできる研修を望みたい。
20		事業内容が「地域住民に対する～」となっているので、つなぎ役である民生・児童委員への研修は趣旨が違うように感じました。
21	4-5-1	この会議体を定着させ、回数を増やしていくことが国の基本計画にも合致します。そのためには関係者への周知啓発が必要ではないでしょうか。
22		中核機関が法制化されるなか、今後、より積極的に取り組む必要があると考えます。
23	4-5-2	評価基準が異なるかもしれませんが、非常に連携がとれているので、現状維持ではありながらも進捗しているとして評価はAではないかと考えます。
24	5-2-1	中核機関を社協へ運営委託するためのロードマップ作成は急がれる。
25		今後の中核機関の設置は重要だが、推進機関として実施していることは評価できると考えます。

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
26	5-2-2	中核機関を社協へ運営委託するためのロードマップ作成は急がれる。
27		課題の整理はできていないのかもしれませんが、バックアップ体制はできている部分もあると思います。
28	5-3-1	中核機関を社協へ運営委託するためのロードマップ作成は急がれる。
29	5-3-2	中核機関を社協へ運営委託するためのロードマップ作成は急がれる。
30	5-3-3	権利擁護に関する内容がなかったので参加なし、とのことですが、権利擁護に関する内容がないことを、誰がどの時点で判断しているのでしょうか。他地域では、そのような判断は事前に行わず、会議に参加するなかで、権利擁護の課題に気づく、ということが一般的ですので、この考え方を見直していただきたく、C評価と考えます。

刊行物番号 R 8－●

**狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画
市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会及び
権利擁護小委員会による進捗状況評価 令和7年度報告書**
令和8（2026）年●月発行

発行：狛江市福祉保健部福祉政策課
狛江市和泉本町1丁目1番5号
電話 03（3430）1111

頒布価格：●円